

(仮称) 上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査は実施しておりません。現在のところ予定もございませんが、今後検討してまいります。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおいては、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としましたが、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 また、上記と同様の理由により、縦覧期間が終了した後も、継続して公表することが望ましいと考えられますが、検討されているでしょうか。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂)を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしています。また、令和7年3月11日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が閣議決定されていますので、これらのご意見を踏まえてご回答願います。	現段階では本方法書のインターネットでの公表期間については縦覧期間までと考えております。 経産省による発電所の環境影響評価の手引書では「配慮書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要があります。」とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものと考えています。前述の注意事項に基づき、複製やダウンロードは認めておりません。なお、令和7年3月11日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が閣議決定されていることは承知いたしており、また、事業者として住民の皆様との相互理解が重要であると考えて一方で、インターネットの普及に伴い複製等の行為が容易になったことから、企業としての知的財産保護の観点もまた重要であると考えておりますので、現時点では継続した公開は考えておりません。 今後、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」の動向を見守りながら、必要に応じ検討してまいります。
			2次	①縦覧者数と縦覧期間におけるインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれご教示ください。 また、その数値を見て、相互理解への効果について、どのようにお考えでしょうか。 ②今後、地域住民の方などから、配慮書の内容を確認したいとの要望があった場合に、どのような対応を想定されているかについて、ご教示ください。	①インターネット上での縦覧ページアクセス件数は568件、振興局及び関係市町村の各縦覧場所における閲覧者名簿への記載は0件でした。意見書については、上ノ国町及び木古内町でそれぞれ1件ずつ、郵送により3件を受領し、合計5件受領しております。今回、各町役場に設置させていただいている縦覧者名簿に記載はございませんでしたが、上述の町において意見書の投函はされており、現地でご確認いただいた場合でも名簿に記入されない方もおられるものと理解しております。また、電子縦覧数につきましては同業他社や営業目的の企業様など、住民の方々以外のアクセスも多数含まれているものと理解しております。 従い、これらの数のみをもって閲覧数と相互理解を評価できるものではないと思慮いたしております。 方法書以降の縦覧において説明会等で地域住民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。 ②地域住民の方などから、配慮書の内容を確認したいとの要望があった場合にはご照会の箇所についてお見せるもしくは説明するなどを検討しております。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係市町村や関係機関に対しましては引き続き定期的な情報提供を行いながら事業を進めたいと考えております。 また、地域関係者に対しては必要に応じ説明会を開催するなどしながら情報の共有に努めたいと考えております。
			2次	「地域関係者に対しては必要に応じ説明会を開催するなどしながら情報の共有に努めたい」とのことですが、法定の説明会のほか、どのようなタイミングで説明会を開催することを想定しているのか、事業者の見解をご教示ください。	法定の説明会以外では、町や関係地区からの要望があった場合に開催を検討したいと考えております。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	弊社を含むインフラホールディングスグループでは、ネイチャーポジティブの実現に向けて生物多様性の保全を含む「守りの環境配慮社会の実現」を課題の一つとして掲げています。本事業の開発においてはさらなるネイチャーポジティブの考えとして、生態系の回復等も視野に入れつつ、環境アセスメントを実施して参ります。
			2次	本年2月に国の地球温暖化対策計画が改定されていますので、方法書では改定内容を踏まえた記述としてください。	方法書では本年2月の国の地球温暖化対策計画の改定内容を踏まえた記述といたします。
追加2-11	4	図2.2-1事業実施想定区域の位置	1次		
			2次	事業実施想定区域は、広域航路に近いため、東京航空局等の関係機関に影響の有無についてご確認ください。	航空法に基づく制限に関し、対象事業実施区域は函館空港及び新千歳空港高さ制限区域の範囲外であることを東京航空局HPに掲載の「高さ制限回答システム」により確認しました。今後方法書段階において風車配置案が確定し次第、前広に相談いたします。
2-2	6	図2.2-3	1次	区域北西側や南西側の写真があればお示しください。	現段階では写真が撮影出来ておりませんので、方法書までに撮影ができた場合には方法書に追加します。もし、間に合わない場合には準備書においてお示しいたします。
			2次	方法書までに写真撮影が間に合わない理由としてはどのようなものが考えられるのか、ご教示ください。	現地踏査を実施し、写真撮影に努めますが、概況撮影に適した見晴らしの良い地点へのアプローチにヒグマの出没や土砂災害の発生等の安全上の問題がある場合には十分な撮影できない可能性があると考えております。
2-3	17	①事業実施想定区域の設定の検討結果	1次	ロ. 社会インフラ整備状況 ①「地図に記載できていないが、想定事業実施区域を南北に横断する形で林道館町福島線が通っており～」について、同路線が地図に記載できていない理由及び、方法書では記載されるのか、ご教示ください。 また、南北に走る路線であれば「縦断」という表現のほうが適切ではないでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②林道館町福島線の整備状況について、拡幅工事が必要となるのか、新設する必要があるのか、がけ崩れ等の危険な箇所はないか、それぞれ具体的にお示しください。 ハ. 法令等による規制状況 ③保安林指定外の区域を極力含めるとありますが、図書P23では保安林が含まれています。これらの保安林を除外する必要がないと考えた理由についてお示しください。 また、風車の設置場所においては保安林を避けるよう検討されるのか、お示しください。 ④保安林を改変することも考えられる場合、関係者どのように調整していくのか、ご教示ください。	①ご指摘の「林道館町福島線」は正しくは「道道館町福島線」となります。また、当該道路は厚沢部町館町から上ノ国町湯ノ岱間の一部区間(約11km)が未整備であり、方法書において道路名の修正及び未整備区間がある旨を記載いたします。 ②上記①で回答したとおり、正しくは「道道館町福島線」となりますが、工所用資材の搬入に際し、当該道路の拡幅工事や道路新設工事が必要となる可能性はあるものの、現時点では計画の熟度が低くお示しすることができません。今後、輸送調査をしたうえで、がけ崩れ等の危険な箇所の有無を含めて方法書以降でお示しいたします。 ③④ご指摘のとおり、対象事業実施区域の北西側に水源涵養保安林や干害防備保安林の指定がありますが、現時点では今後の調査結果を基に配置することを前提に風況の良いであろう区域に設定させていただきました。今後、事業計画を進めるにあたり、詳細な現地調査・検討を行い、関係部局との確認・協議の上、可能な限り環境影響の低減を検討いたします。
			2次	1次回答③④にて、「可能な限り環境影響の低減を検討する」としてはありますが、風車の設置場所において保安林を優先的に避けるよう検討されるのか、ご教示ください。	基本的には風車の設置場所として保安林を優先的に避けるよう検討したいと考えております。もし保安林への設置を検討する場合には事前に関係機関と協議を行う予定です。
2-4	20	図2.2-15 事業実施想定区域及びその周辺の社会インフラ整備状況	1次	道路名称に誤記がありますので、方法書では修正してください。 誤：一般道道406号 乙部厚沢部線 正：一般道道460号 乙部厚沢部線	誤記がありましたので、方法書において修正します。
2-5	24	図2.2-19 事業実施想定区域及びその周辺の急傾斜地崩壊危険区域等	1次	砂防指定地について、出典元の「国土数値情報ダウンロード」では北海道の指定情報を得ることができませんでした。(一部の都道府県の情報しか公開されておらず、北海道は公開されていない) 出典元についてご教示いただくとともに、必要に応じて出典の記載方法を修正してください。	砂防指定地の出典は、「土地保全図」国土交通省土地・水資源局(2007年)です。また、函館建設管理部に聞き取りをする等、最新の情報を入手して、方法書において、出典を追記します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	27	(1) 風力発電機	1次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で数値を検討されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください</p> <p>④概略図に「地面からブレードまでの高さ44m（最大時）」と記載されていますが、これは「想定しているブレードのうち、最大規模のものを採用した場合の、地面からブレード下端までの高さ」のことかと思いますので、方法書ではそのことがわかるような記載としてください。</p>	<p>①風力発電機の機種選定は現段階において未定となっております。今後の環境影響評価の結果及びご指摘の遠隔操作機能等含めた選定を検討いたします。</p> <p>②ご指摘の通り、鳥類やコウモリ類の飛翔高度や衝突確率等、今後の環境影響評価の結果も踏まえ、適切に検討いたします。</p> <p>③①記載の通り、風力発電機の機種選定については、騒音の影響のみならず様々な条件をもとに総合的に判断してまいります。</p> <p>④ご指摘の通り、地面からブレードまでの高さについて、資料では「最大44m」と記載していますが、正しくは「44m」でした。風力発電施設の機種を検討中ですが、現段階では地面からブレードまでの高さは36mから44m程度になるものと想定しており、方法書以降に修正します。</p>
2-7	27	(1) 発電機の配置計画	1次	<p>方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として、示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引（p.53）において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。</p>	<p>ご指摘の通り方法書段階において風車配置案を提示いたします。</p>
2-8	28	2.2.7 (1) ① 工事内容	1次	<p>①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p>	<p>①緑化に際しては基本的には極力対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子を用いての緑化を想定しておりますが、関係機関と協議のうえ、詳細を検討していくものと考えております。</p> <p>②緑化計画につきましては早めに専門家に相談しながら計画していきたいと考えております。</p>
2-9	28	2.2.7 (1) 工事概要	1次	<p>事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用・拡幅の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどご教示ください。また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。</p>	<p>風車配置案決定後、新設道路及び拡幅が生じる可能性のある既存道路を方法書以降の段階にてお示しいたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	29 30	(1) 事業実施想定区域の周囲における既設及び計画中の風力発電事業	1次	<p>① 事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>② 区域東部、南部はほぼ他事業と重複している状況ですが、土地の改変等に係る他事業の事業者との協議状況についてご教示ください。</p> <p>③ 区域が完全に重複している2つの他事業の工事期間又は稼働後と、本事業の工事期間が重複した場合、重複する区域を利用することはあるのか、ご教示ください。</p> <p>④ 稼働中の風力発電所4件のうち、江差風力及び上ノ国第二風力発電事業の2件については、図2.2-22において、具体的な風車設置位置が図示されておらず範囲表示となっていますので、方法書では、情報収集の上、風車位置を明示するようにしてください。</p>	<p>① 現在、事業実施想定区域及びその周囲で計画中の他事業について、協議に応じていただいている一部の事業者様とは今後の進め方等について意見交換をしております。</p> <p>② 上記①のとおり、協議に応じていただいている一部の事業者様とは今後の進め方等について意見交換をしております。なお、当該事業者様とは秘密保持契約を締結しており、協議内容についてはお示しできません。</p> <p>③ 2つの他事業内容を承知していないため現時点ではお答えできませんが、仮に工事用資材の搬入等に際し、同じ搬入路を利用する可能性はあると考えております。</p> <p>④ ご指摘いただいた通り、稼働中の2件に関しましては方法書以降の段階でお示しするよう努めます。</p>
			2次	<p>① 1次回答①について、一部事業者とは協議をしている状況とのことですが、事業実施想定区域が位置する上ノ国町からも他事業者との連携を求める意見があることから、周辺で事業を計画している他事業者との協議については、一部の事業者に限らず協議、調整を行っていただきたいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>② 同地域においては、他の事業者が風力発電設備の建設を計画していることから、景観への累積的影響が懸念されるので、他の事業者とも調整し、景観への影響の低減を図り、事業を実施してください。</p>	<p>① ご指摘の通り、極力近隣の事業者2社とは協議をしていくべきと考えております。ただ、現在協議を行っている事業者より、もう1社は協議に応じなかった旨を聴取していたことから、現時点よりも計画の確度の上で方法書以降のタイミングにて協議を申し込む方向で検討しております。</p> <p>② 累積的影響につきましては方法書以降の現地調査ならびに準備書の予測評価にて行うものと考えております。仮に協力が得られない場合でも他事業者の届出ている環境影響評価図書の情報などを参考に累積的影響については予測評価していく予定です。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	31	関係市町村の選定	1次	江差町との協議の結果、関係市町村に含めないとありますが、どの部署と協議したのか、町としての検討は不要との回答だったのか等、具体的な協議内容をご教示ください。	昨年の2024年11月に江差町総務課防災・環境・エネルギー担当の方と面談を実施しました。江差町の一部に視認される可能性のある範囲が含まれているものの、当該地域は居住地域から遠く離れた山奥であり、景観上の影響は限定的であると考えている旨を説明いたしました。江差町からは事業概要を確認のうえ、関係市町村に含める必要はない旨の話を頂戴しましたので関係市町村に含めませんでした。
			2次	<p>① 工事用資材等の搬入による騒音や振動、人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても江差町に対し説明を行っているのかご教示ください。また、そのことに対する町からの回答も併せてご教示ください。</p> <p>② 本事業の区域と植生が連続している特定植物群落である「江差ヒノキアスナロ、アオトドマツ自生地」をはじめ、質問番号3-10や11に示しているような江差町の町域であっても事業による影響が及ぶ可能性がある重要な群落等が区域周辺に存在していることから、方法書以降は、動植物、生態系については、図書P67に示すメッシュの資料調査範囲内については関係市町村域にかかわらず概況を調査した上で図書に示し、それらの事項も踏まえた調査、予測及び評価を行うべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>① 町との協議においては、全般的な事業概要を説明したものであり、個別具体的に工事用資材等の搬入による騒音や振動、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について説明を行っているわけではございません。従いまして、これらに対し町から個別の回答はいただいております。</p> <p>② ご指摘の通り、本事業の区域内には、江差ヒノキアスナロ、アオトドマツ自生地と同様の群落が広がっている可能性がございますが、基本的に植生自然度が高い場所においては改変を避ける方向で考えており、区域周辺の重要な群落などに影響が及ぶ可能性は少ないと考えているため、事業実施想定区域外の特定植物群落の影響把握は必須ではないと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	39~42	3.1.1(2)表 3.1-3など	1次	P39の表中の木古内市街の「設置主体」及びP39~42にかけて表中の木古内市街の「用途地域」を修正する必要があるか事業者の見解を伺います。	ご指摘の通り、「設置主体」は「町」、木古内市街の「用途地域」は「未」の誤りです。修正した表を添付1~3としてお示しします。
3-3	45	河川及び湖沼の状況	1次	「事業実施想定区域及びその周囲には、主な湖沼がない」と記載がありますが、根拠をご教示ください。	「国土数値情報」（国土交通省）及び「自然環境保全基礎調査」（環境省）においては主な湖沼の記載がありませんでした。方法書以降においては最新の情報を確認の上、必要に応じて修正します。
			2次	①事業実施想定区域内に普通河川が流れているため、風力発電設備など具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打ち合わせをしてください。 ②事業実施想定区域内には、二級河川は含まれていませんが、普通河川が含まれています。二級河川への影響が想定されますので、事業実施区域から除外を検討してください。	①風力発電設備などの具体的な配置が決定し、濁水の影響が考えられる場合には、河川管理者と打合せをいたします。 ②本事業は普通河川の直接的な変更を想定しておりません。今後、事業計画を進めるにあたり、詳細な現地調査・検討を行い、濁水等普通河川への影響を極力低減する計画とするよう検討しております。また、普通河川への影響を極力回避・低減することにより、二級河川へも影響が及ばない計画を検討しております。
3-4	48 49	3.1.2(2)水質の状況①河川	1次	表3.1-11の2つ目及び表3.1-12(1)に小砂子川合流前（釜山排水流入前）について記載がありますが、資料作成の根拠とした「令和5年度（2023年度）公共用水域の水質測定結果」にはその記載がないものと史料されます。他の出典を参考とした場合はその旨記載するなど、事業者の対応をご教示ください。	ご指摘の通り、「令和5年度（2023年度）公共用水域の水質測定結果」にはその記載がなかったため、方法書以降は最新の情報に修正します。
3-5	53	水質汚濁に係る苦情の発生状況	1次	水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る苦情についてヒアリングをされていますが、「周辺自治体」について具体的にお示しください。	周辺自治体は、上ノ国町、厚沢部町、木古内町、北斗市としています。 なお、北斗市については、景観の影響についてのみ整理する方向でしたが、景観・眺望についての聞き取りの際に補足として聞き取りました。
3-6	60	図3.1-7 地すべり地形の状況	1次	①P17によると、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を事業実施想定区域には含めないよう設定したとのことですが、本図を見ると地すべり地形が区域内に多く含まれています。 そのほか、当該区域の林道の複数箇所で崖崩れがあることが他事業の審査で確認されていますが、そのような情報は現段階で確認できているか、もしできていない場合は、今後どの段階で確認する予定か、事業者の見解をご教示ください。 ②地すべり地形については、特に南東部には多く分布していますが、現時点でこの区域を除外していない理由をご教示ください。 また、区域内にこのような地形があることを踏まえ、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施し、対策を講じていく予定か、事業者の見解をご教示ください。	①既存林道の複数箇所において崩落により通行できない状況であることを確認しています。今後引き続き、檜山森林管理署へ確認をしております。 ②現時点では、風車の配置は決定しておらず、事業計画地を広く想定しているため、結果として地すべり地形の範囲を事業実施想定区域に含んでいます。配置計画や工事内容につきましては方法書段階でお示しいたします。また、土地変更区域につきましては準備書段階にてお示しできるよう検討していきます。 また、今後の事業計画を進めるにあたり、詳細な現地調査・検討を行い、関係機関との確認・協議の上可能な限り影響の回避又は極力低減を検討いたします。
			2次	①1次回答①について、林道の崖崩れ箇所によっては動植物等の調査ポイントに到達できなくなるおそれがあるため、調査実施の可否を確認できるようにするためにも、方法書段階で明示する必要があると考えます。1次回答には「方法書以降」とありましたが、方法書段階で崖崩れ箇所をある程度把握し、示すことについて、事業者の見解をご教示ください。 また、このような箇所では、風力発電機の設置をはじめ、工事及び管理用道路の設置や今後の現地調査の支障となるのではないのでしょうか。区域からの除外を含めて検討されるのか、今後の対応について現時点での事業者の見解をご教示ください。 ②1次回答②について、地すべりによる影響の回避又は低減を検討するにあたり、専門家へのヒアリング等を実施される見込みはあるのでしょうか。また、「関係機関との確認・協議の上」と回答いただきましたが、どのような関係機関を想定されているのかご教示ください。	①方法書段階では、崖崩れ箇所を可能な限り把握し、方法書に記載いたします。今後崩落するおそれのある地点や地盤などは、関係機関と協議を通じて確認を進めた上で、崖崩れリスクの高い箇所を除外することも含め検討しております。 ②地すべりによる影響の回避又は低減を検討するにあたり、専門家へのヒアリング等の実施は考えておりません。また、関係機関としては、北海道建設部などを想定しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-26	91	②動物の重要な種	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	方法書以降の現地調査において、天然記念物鳥類の生息実態の把握に努め、専門家から意見聴取を行う予定です。意見を踏まえて、事業が繁殖等に影響を及ぼす行為となり得る場合には、文化庁と協議を行います。
3-7	75	図3.1-11 コウモリの分布情報	1次	事業実施想定区域周辺にコヤマコウモリの分布情報がありますが、上ノ国町では風力発電機に衝突したと推定される本種個体が発見されており、専門家等からも「環境影響に対して繊細な地区」との意見があります。P234) また、区域周辺にはカグヤコウモリの分布情報もありますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	ご指摘のとおり、専門家からのヒアリング結果を踏まえ調査、予測、評価手法を検討し、適切な調査、予測、評価に努めます。
			2次	①審議会での回答の確認となりますが、コヤマコウモリのバットストライクの事例について、把握しているかご教示ください。 また、コヤマコウモリは日本の固有種であることを踏まえ、その影響については十分に配慮願います。 ②専門家のヒアリング結果を踏まえ調査手法等を検討するとのことですが、事業者として具体的にどのような調査手法であればコヤマコウモリの生息状況を把握し、予測及び評価できる見込みと考えているのか、事業者の見解をご教示ください。	①全てではないと考えますが、コヤマコウモリのバットストライクの事例については把握しております。コヤマコウモリが日本の固有種であることを踏まえ、十分に配慮したいと考えております。 ②事業者としては特にコヤマコウモリに特化した知見を持ち合わせていないため、専門家へのヒアリングは必須と考えております。一般論としては捕獲調査や風況観測塔などを利用したバットディテクターによる調査があると考えております。
3-8	76~	動物の生息の状況（鳥類）	1次	EADASセンシティビティマップにおいて、事業実施想定区域がクマタカの生息情報により注意喚起レベルCの区域と重複しています。そのほか、ノスリの渡りルートや、区域周辺では海ワシの渡りに関する情報がありますが、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	調査、予測、評価は専門家からのヒアリングを踏まえ適切に実施するよう努めます。また、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（案）」（環境省）を参考とします。
追加3-27	98	表3.1-23 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）	1次		
			2次	審議会での回答の確認となりますが、ニホンザリガニ等、水辺の生物の調査の実施見込みについてご教示ください。	水辺の直接改変や濁りの影響が考えられる場合には、ニホンザリガニ等の底生動物の調査について検討いたします。
3-9	102~110	②植生の概要	1次	チシマザサープナ群集等の存在により、区域の大部分が植生自然度9と重複していますが、これを受け、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	方法書以降の手続きにおいて、専門家等の助言を仰ぎながら調査し、予測及び評価を実施いたします。
3-10	115~117	④植物の重要な群落	1次	関係市町村ではありませんが、江差町の南端部には「江差ヒノキアスナロ、アオトドマツ自生地」が分布しており、その特定植物群落から事業実施想定区域及びその周辺にかけて植生自然度9（ヒノキアスナロ群落（IV）、チシマザサープナ群集（IV））の森林が連続しています。 当該特定植物群落は、事業実施想定区域から離隔があるものの、ヒノキアスナロ群落（IV）は日本固有種であり、渡島半島南部を北限とする重要な種であると考えられますので、森林の連続性を考慮すると、区域及びその周辺の植生自然度9の森林にも配慮が必要と考えます。このことを踏まえ、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	江差町は情報把握を行う範囲としておらず、直接改変は行いませんが、ご指摘の通り、江差町の南端部の「江差ヒノキアスナロ、アオトドマツ自生地」の分布を踏まえて、方法書以降の手続きにおいて、専門家の助言を仰ぎながら、適切な対応を検討してまいります。
			2次	特定植物群落に対する対応は理解しましたが、事業実施想定区域内に分布するヒノキアスナロ群落（IV）に関し、現地調査で生育が確認された場合、どのような対応を検討しているのか、「適切な対応」を具体的に説明してください。	事業実施想定区域内に重要な群落であるヒノキアスナロ群落（IV）が確認された場合、まずは改変区域にヒノキアスナロ群落を含まないように、回避を優先的に検討し、改変が止むを得ない場合には低減策を検討します。
3-11	120	図3.1-24	1次	江差ヒノキアスナロ、アオトドマツ自生地について、国指定天然記念物として整理されていますが、当該区域はそのほか、鳥獣保護区（特別保護地区を含む）及び保護林にも指定されています。 関係市町村外ですが、このような地域が区域周辺に存在することを踏まえ、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	江差町は情報把握を行う範囲としておらず、直接改変は行いませんが、ご指摘の通り、江差町の南端部に鳥獣保護区（特別保護地区を含む）及び保護林が分布することも踏まえて、方法書以降の手続きにおいて、専門家の助言を仰ぎながら、適切な対応を検討してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	127~134	表3.1-37(2), 1-38, 1-39	1次	<p>①注釈欄に「関係自治体からの聞き取り結果」とありますが、掲載されている地点は関係4市町からの意見を踏まえた結果でしょうか。 各自治体とのヒアリングの概要についてお示ください。</p> <p>②自治体のほか観光協会等の関係団体へのヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。</p>	<p>①ヒアリング結果は、上ノ国町、厚沢部町、木古内町、北斗市の意見を踏まえています。 主要な眺望点については、文献による情報に加えて厚沢部町からは「館城跡」を追加、北斗市からは、「桂岳」、「丸山」、「二股岳」、「毛無山」の追加、の要請がございました。</p> <p>②現時点では、観光協会等へのヒアリングを実施していませんが、方法書段階では、ヒアリングの実施を検討します。</p>
3-13	129	図3.1-27 主要な景観資源	1次	<p>「39 水田地帯と厚沢部川」や「41 天の川」が点で示されていますが、これらの景観資源はある一定程度の広がりがあることから、点以外で示す必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>文献の情報により、「水田地帯と厚沢部川」や「天の川」について標記しています。範囲や延長で示すことは難しいと考えますが、方法書手続きにおいて関係自治体にヒアリングを行い、適切に表示します。</p>
3-14	132-134	(2)人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてご教示ください。</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか。</p> <p>②上記①において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無</p> <p>③上記①において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解</p> <p>④星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応が想定されているかについての事業者の見解</p>	<p>①②星空観察の視点での文献調査は行っていませんが、「きじひき高原キャンプ場」において、星空の観察をうかがわせる記述を確認しています。</p> <p>③ご指摘を踏まえて、航空障害灯による星空観察へ支障が生じる可能性が考えられるため、文献調査及びヒアリングを行う必要性があると考えています。</p> <p>④星空観察が行われている場所がある場合、方法書以降は、人と自然との触れ合いの活動の場としての抽出を行い、利用状況及び視認性を把握の上、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
追加3-28	144	3.2.2 土地利用規制の状況	1次 2次	<p>①ハ. 森林地域の記載において「～事業実施想定区域の周囲には森林地域が分布している」と記載がありますが、事業実施想定区域は森林地域に掛かっていることから、方法書においては、「周囲」だけではなく「事業実施想定区域及びその周囲には」と修正願います。</p> <p>②事業実施想定区域の一部及びその周囲には、地域森林計画対象民有林があり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため、檜山振興局産業振興部林務課と打合せを行ってください。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 1) 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 2) 開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 3) 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (最新の水資源保全地域については別途確認すること。)</p> <p>③農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 1) 農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地または採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について農業委員会と十分調整願います。 2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p>	<p>①ご指摘の通り、方法書においては、「事業実施想定区域及びその周囲には」に修正します。</p> <p>②ご指摘の通り、地域森林計画対象民有林を1haを超えて開発する場合には、檜山振興局産業振興部林務課と協議いたします。</p> <p>③ご指摘の農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、農業委員会及び上ノ国町農振法担当部局と調整いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-29	146	図 3.2-2 土地利用基本計画図（農業地域）	1次		
			2次	事業実施想定区域の一部が農業地域に掛かっているように見えますので確認いただき、必要に応じて144ページ「口 農業地域」及びP208の表3.2-58の農業地域欄の記載を修正してください。 また、土地利用基本計画図の変更がある場合は、所管部署において所定の手続きが必要となりますので、留意願います。	事業実施想定区域内に農業地域を含んでいます。方法書段階では、対象事業実施区域内の農業地域の分布状況を再確認し、記載を修正します。土地利用基本計画図の変更が生じる場合には、所管部署と協議いたします。
3-15	150	3.2.3 河川及び湖沼の利用状況	1次	①厚沢部町と木古内町で利用されている地下水の種類をお示しください。 ②水道の状況、さけ・ます増殖河川、農業用水の利用状況について、それぞれ図でお示しください。また、取水地点や集水域を把握されている場合には、その範囲についてもお示しください。把握されていない場合は、いつ頃までに把握されるかご教示ください。	①厚沢部町で簡易水道事業に利用されている地下水は浅井戸水です。 木古内町で簡易水道事業に利用されている地下水は伏流水です。 ②農業用水については、P150本文に示した河川からの取水をヒアリングで確認しておりますが、取水地点や利用状況の詳細は把握出来ておりません。また、上ノ国町では簡易水道事業として、表流水を利用しており、水源としては下ノ沢川、苦符川、小安在川、相泊川です。方法書以降の手続きにおいて現地踏査及び地元関係者等へのヒアリングにより把握に努めます。さけ・ます増殖河川、農業用水の取水河川及び表流水の取水地点については、添付-4～6にお示しします。
			2次	①1次回答①について、木古内町で簡易水道事業に利用されている地下水の伏流水取水地点に係る集水域の確認状況をご教示ください。また、集水域を把握されている場合には、その範囲が分かる図をお示しください。把握されていない場合は、いつ頃までに把握されるかご教示ください。 ②事業実施想定区域及びその周辺に複数の取水地点があるため、工事にあたっては関係水道事業者と事前に協議してください。 ③方法書では、取水地点の水量・水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。 ④事業実施想定区域の周辺に住居等が存在していますので、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認の上、飲用井戸がある場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。 ⑤事業実施区域周辺の河川では、さけ・ます増殖事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては、以下の関係機関と事前に協議し、同意を得てください。 ○天野川、石崎川、厚沢部川 （一社）日本海さけ・ます増殖事業協会 ⑥1次質問への添付資料6について、取水地点が事業実施想定区域の線上に位置していますが、この地点は事業実施想定区域内であるのか、区域外であるのか、ご教示ください。 また、区域内・外のどちらに位置しているのかわかる資料を添付してください。	①木古内町で簡易水道事業に利用されている地下水の伏流水取水地点は木古内町水道ビジョンで確認しております。その集水域については、詳細を把握しておりませんので、方法書手続きにおいてヒアリング等から把握いたします。 ②工事にあたっては関係水道事業者と事前に協議いたします。 ③方法書では、取水地点の水量・水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定いたします。 ④土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況についてヒアリングにより確認し、飲用井戸が存在する場合には水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮いたします。 ⑤調査及び事業実施にあたっては、（一社）日本海さけ・ます増殖事業協会と協議いたします。 ⑥上ノ国町簡易水道事業の水源は事業実施想定区域の外に位置します。詳細位置は添付-1としてお示しします。
3-16	155	3.2.5学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等	1次	①2段落目に「住居等」と「住宅等」が混在していますが、区別があればご教示ください。特に区別している意図がなければ、どちらかに統一してください。 ②表3.2-16(2)配慮が特に必要な施設（学校等）と記載されていますが、表中の記載は全て学校のための「等」という表現は不要と史料しますが、「等」に含まれる内容があればご教示ください。	①ご指摘の通り、区別の意図がないため、方法書以降は「住宅等」に統一します。 ②ご指摘の通り、学校のためのため、方法書以降は「等」をとります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-17	158	配慮が特に必要な施設及び住宅等の配置	1次	事業実施想定区域の1.5~2.0km区域に住宅等が3件ありますが、風車の設置場所においては、当該住宅等から2km以上隔離するよう検討可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ、風車設置場所は可能な限り当該住宅等から隔離するよう努めます。
			2次	審議会での回答の確認となります。 3行目「なお、事業実施想定区域から2kmの範囲には～」にも見られるように、区域周辺への影響を予測する範囲として「事業実施想定区域から2.0km」という基準を設けられていますが、現状では区域から約1.6kmの地点に最近接の住宅が存在します。 方法書段階では、最近接の住宅についても2.0km以上の隔離距離を確保するよう検討されるのかご教示ください。 2.0km以上の隔離距離を取るよう区域設定した場合、現状では事業実施想定区域に含まれている山地災害危険地区の一部についても回避することになり、より良い計画となると考えますが、事業者の見解をご教示ください。	配慮書においては最近接の住宅について2.0kmの範囲を記載しておりますが、配慮が特に必要な施設及び住宅等からの隔離距離の基準として設定しているわけではありません。今後の調査の結果を踏まえ、必要な隔離距離を検討してまいります。ただしご指摘の通り、山地災害危険地区もあることから、総合的に判断してまいりますと考えております。
3-18	161	産業廃棄物処理施設	1次	出典の「令和6年(2024年)3月31日現在産業廃棄物処理業者名簿」は道HP公開の資料と思いますが、出典元が不明確なため、正確に記載してください。	出典は、産業廃棄物処理業者名簿 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.html 、閲覧:2025年4月)です。 方法書以降の手続きにおいては、正確に記載します。
3-19	177	3.2.8②ハ振動	1次	P177の2行目「周辺市町である、上ノ国町、厚沢部町及び木古内町は騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定市町に該当していない。」とありますが、騒音規制法の規制地域に関してはP174の騒音の項目で記載しているため振動の項目では記載不要と見ますが、事業者の見解を伺います。	ご指摘のとおり、p177には、騒音規制法についての記述は必要ないため、方法書以降は削除します。
3-20	185	上ノ国町、北斗市	1次	上ノ国町、北斗市も他2町同様、ゼロカーボンシティ宣言をしていますので、追記ください。	ご指摘のとおり、上ノ国町、北斗市について、ゼロカーボンシティ宣言を表明していることについて、方法書以降において追記します。
3-21	187	木古内町	1次	木古内町及び北斗市には風力発電事業を対象とする条例やガイドラインが存在していることから、当該内容について追記する必要はないか、事業者の見解を伺います。	ご指摘のとおり、木古内町では「木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」、及び北斗市では「北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」が存在しているため、方法書以降はその概要を追記します。
追加3-30	188	二. 北斗市	1次		
			2次	北斗市においては、令和6年12月に「北斗市再生可能エネルギー発電事業と自然環境及び景観等との調和に関する条例」が制定されており、同条例施行規則第7条の規定により「北斗市再生可能エネルギー発電事業に係る同意基準」が定められています。 本事業は北斗市内における事業ではないため、上記の基準が適用されるわけではありませんが、関係自治体は上記のような基準を設定していることを踏まえ、本事業においても配慮を検討されていることがあればご教示ください。 また、このことについて、北斗市と協議をされた経緯がありましたら併せてご教示ください。	北斗市においては「北斗市再生可能エネルギー発電事業と自然環境及び景観等との調和に関する条例」が制定されていますが、発電所が設置される自治体ではないためこれまで本件については協議を実施しておりません。 ただし、本事業に関連する景観等への影響が及ぶ可能性がある旨を事前に説明し、意見交換を行いました。その際、北斗市からは特段大きな懸念や反対の意見は示されず、景観について適切な配慮を行うよう求められました。今後必要に応じて関連自治体と連携を深めながら進めてまいります。
3-22	190~196	自然関係法令等	1次	事業実施想定区域内には、「北海道自然環境保全指針」に基づき「すぐれた自然地域」「身近な自然地域」と区分される地域が含まれますので、ご確認の上、記載事項の追加についてご検討ください。 北海道自然環境局自然環境課HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.html	上ノ国町、木古内町、厚沢部町には「すぐれた自然地域」の、厚沢部川流域、大千軒岳周辺、桧山海岸、七ツ岳周辺、目名沢の沼があり、「身近な自然地域」も含まれていますが、事業実施想定区域に重複しているかは現段階において不明のため、方法書において重複状況の追記を検討致します。
			2次	「すぐれた自然地域」及び「身近な自然地域」と事業実施想定区域との重複が確認された場合、それらの地域への影響の回避、低減について、どのように対応される見込みか、ご教示ください。	方法書段階では、可能な範囲で対象事業実施区域と「すぐれた自然地域」及び「身近な自然地域」の重複状況の特定に努め、重複がある場合には極力改変区域には含めないこととし、影響の回避・低減の対応を検討してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-31	200	③景観保全関係	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、所管の（総合）振興局に事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが円滑に行えるようにしてください。	風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めます。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、所管の（総合）振興局に事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが円滑に行えるようにいたします。
追加-3-32	203 204	④国土防災関係	1次		
			2次	①事業実施想定区域の一部及び周囲には、国有保安林に指定されている箇所があるので避けて計画してください。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、所轄の森林管理署と速やかに打合せを行ってください。 ②審議会での回答の確認となりますが、渡島半島は地質が脆弱で崩落しやすい地域であり、道路の修繕の必要性も考えられることから、適宜、森林管理署等と協議を行ってください。 また、道路の状況によって利用が困難な場合も考えられることから、必要に応じて代替ルートについても検討してください。	①国有保安林は極力避けて計画したいと考えております。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、所轄の森林管理署と前広に打合せを行う予定です。 ②審議会でご指摘いただきました通り、渡島半島は地質が脆弱で崩落しやすい地域とのことです。前広に森林管理署等の関係機関と協議を行ってまいります。 また、必要に応じて代替ルートについても検討いたします。
3-23	205	図3.2-18 急傾斜地崩壊 危険区域等の 状況	1次	砂防指定地の確認について、出典元が「国土数値情報ダウンロード」とありますが、同サイトを確認したところ、北海道の情報については公表されておりませんでした。 砂防指定地の情報源についてご教示いただくとともに、明記してください。	砂防指定地の出典は、「土地保全図」国土交通省土地・水資源局（2007年）です。また、函館建設管理部に聞き取りをする等、最新の情報を入手して、方法書において、出典を追記します。
3-24	207	図3.2-20	1次	①図書P17によると、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域は事業実施想定区域から除外したとのことですが、山地災害危険地区を除外しなくても良いと判断した理由をご教示ください。 ②今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、事業実施想定区域内の山地災害危険地区について、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	①山地災害危険地区の近隣を通る林道を活用する可能性を考慮し、含めております。 ②今後の調査や関係機関へのヒアリング等を実施し、安全に考慮しながら風力発電機や新設道路の設置場所を検討してまいります。
3-25	208	3.2.9関係法令等による規制のまとめ	1次	表3.2-58において、騒音規制法の規制地域の指定について再度確認をしてください。	表3.2-58では騒音規制法の規制地域として、木古内町が該当と記載していますが、正確には木古内町は該当していません。修正した表を添付-7としてお示しします。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	216 217 220	4.3.1騒音及び超低周波音	1次	事業実施想定区域から住宅等までの距離が約1.6kmとありますが、最近接の住宅等が1.6kmという認識でよろしいでしょうか。その場合、その旨本文に記載してください。 また、図4.3-1にも、最近接住宅の位置及び、その距離をお示しください。	ご指摘の通り、事業実施想定区域の端から約1.6kmの地点に最近接の住宅等が存在します。P217の本文に記載しておりますが、方法書以降の手続きにおいては、調査結果本文にも明記いたします。図4.3-1に距離を明示したものを添付-8としてお示しいたします。
			1次	①・2つ目において、「必要な環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのか、現時点での想定をご教示ください。 ②既設の風力発電機・計画中の風力発電機との累積的影響についても適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努める、とありますが、 1) 計画中の事業であればどの段階の事業が影響予測の対象となるのか、具体的にお示しください。 2) 適切な影響予測及び環境保全措置とはどのようなものを想定しているのか、どのような場合に、どのような対応をするのか等、具体的にお示しください。	①今後の調査、予測評価の結果を踏まえ、影響の可能性のある住宅等が存在する場合には、風力発電機の配置の変更による離隔距離の確保を検討いたします。 ② 1) 影響予測の対象となる事業につきましては、風力発電機の配置及び仕様が明らかとなる準備書以降の段階において検討する予定です。 2) 累積的な影響が考えられる場合には、影響の可能性のある住宅等を対象に騒音のシュミレーションを行い、風車騒音の寄与値が5dBを超える値を目安として風車配置等を検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-3	219	4.3.2風車の影	1次	②「予測地域」4行目に、「～2.0kmと設定した。）とした。」とありますが、「1」とした。」は不要と考えますので、方法書では修正してください。	ご指摘のとおり、誤記ですので、方法書では修正致します。
4-4	221	4.3.2 風車の影 (3)評価	1次	①（留意事項1つ目） 「住宅等」からの位置関係に留意し、十分な距離をとって風力発電機の設置を検討」とありますが、「十分な距離」についてはどのように判断する見込みであるか、ご教示ください。 ②（留意事項4つ目） 既設風力発電機・計画風力発電機との複合的・累積的影響について、計画中の事業であればどの段階の事業が影響予測の対象となるのか、具体的にお示しください。 ③（留意事項4つ目） 必要に応じて検討するとしている、事業者が実行可能な範囲の環境保全措置とは、どのような場合に、どのような対応をすることを想定しているのか、現時点での想定をお示しください。	①施設の稼働に伴う風車の影の影響は、風力発電機の配置と地形の起伏の位置関係及び季節や時間により変化するため、風力発電機との離隔距離のみで概にお示しすることはできません。 したがって、上記を考慮した風車の影による影響範囲の予測結果から、十分な距離を確保できるよう検討します。 ②影響予測の対象となる事業につきましては、風力発電機の配置及び仕様が明らかとなる準備書以降の段階を対象とするよう検討しております。 ③累積的影響が考えられる場合について、具体的な対応については現地調査や関係者との協議を通じて検討してまいります。過去当社事業が対応した一例として、風車の配置変更や選定する風力発電機の機種種の検討、住民の皆様への事前説明等を想定しております。
4-5	232	表4.3-11(1) 注目すべき生息地の選定基準	1次	I文化財保護法等に関連し、上ノ国町、厚沢部町、木古内町における文化財保護条例を選定基準として取り上げていますが、関係市町村である北斗市においても「北斗市文化財保護条例」を定めています。本条例を考慮しないこととした理由をご教示ください。	基本的に北斗市については、景観の状況についてのみ整理することとしたため、当該項では「北斗市文化財保護条例」を考慮しませんでした。
4-6	234	表4.3-12 専門家等へのヒアリング (有識者A)	1次	①コウモリ類、鳥類、魚類に関しては専門家へのヒアリングを実施されていますが、その他の分類群についても、その調査手法が適切なものとなっているかを確認するために、方法書段階では専門家へのヒアリングが重要と考えられます。 事業者の見解をご教示ください。 ②コウモリ類及び魚類については、1名のみしかヒアリングが実施されていませんが、専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、どの分野も複数名へのヒアリングを実施することが望ましいと考えられます。 事業者の見解をご教示ください。 ③1つ目の意見「道南のコウモリ生息分布の文献として、『北海道南西部のコウモリ類（哺乳類科学）』が必要である」に対しての事業者の見解が示されておりませんのでご教示ください。 ④有識者Aから「事前事後で調査を実施し、環境影響を把握するように留意することが望まれる」への意見に対し、「適切に調査、予測及び評価を実施します。」と対応が記載されていますが、今後、コウモリに関し、事前・事後の調査が実施されるという認識でよろしかったでしょうか。	①方法書手続きではその他分類群の専門家にヒアリングを行うことを検討します。 ②専門家へのヒアリングについては、北海道環境影響評価審議会においても、各分野の専門家である委員により審議が行われることから、当方が聞き取りました有識者の見解以外の、様々な議論が行われるものと考えております。 また、広く意見を聴取することは重要であり、方法書手続き以降の検討にあたっては、幅広く情報収集するように努めます。 ③有識者のご指摘を踏まえて、コウモリ類の分布状況の参考文献とし、表3.1-15(1)に加えております。 ④方法書以降の現地調査、予測、評価の結果に応じて事後調査の実施も検討します。
4-7	235	表4.3-13 専門家等へのヒアリング結果概要 (有識者B)	1次	①専門家からカシノナガキクイムシに関する意見がありますが、これを踏まえ昆虫類の専門家にヒアリングを行う必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ②有識者B及びCから、クマタカへの配慮の必要性について意見がありますが、どのような調査を行うことでクマタカの生息状況を把握し、影響を予測、評価することを想定しているのか、参考にご教示ください。	①方法書以降は、昆虫類の専門家にカシノナガキクイムシと風力発電の関係性について、ヒアリングを行うことを検討します。 ②調査方法は、方法書段階で検討しますが、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（2024年）」及び専門家のヒアリング結果を踏まえて計画します。
4-8	236	表4.3-14 専門家等へのヒアリング結果概要 (有識者C)	1次	有識者Cから、「風車の運転開始後におけるモニタリングも重要になる。」と意見がありますが、鳥類に関しても事後の調査を実施する予定はあるのか、事業者の見解をご教示ください。 また、他分類群における事後調査の予定についても、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	現時点では鳥類及び他の分類群に対する事後調査の実施は未定ですが、今後の環境影響評価手続のなかで、適切に調査、予測、評価を行い、その結果を踏まえて実施の有無について検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	239 240 252	表4.3-16 表4.3-29 重要な種への影響の予測結果 (動物・植物)	1次	草原、低木林、耕作地等に生息する鳥類、昆虫類及び植物への影響の予測結果について、「事業実施想定区域に主な生息環境は存在しない」となっていますが、区域南西部に伐採跡地群落(V)が存在することから、当該群落の存在を踏まえた予測及び評価が必要ではないでしょうか。	ご指摘の通り、事業実施想定区域南西部には伐採跡地群落が小規模ながら分布することとなっていることから、方法書において修正を検討します。また、専門家等の指摘や現地調査結果から、環境影響の可能性が考えられる場合には準備書において環境保全措置を検討します。
			2次	方法書段階での対応については理解しましたが、現段階で修正後の内容を示す必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	表4.3 16、表4.3 17、表4.3 29を添付-2から添付-4に示すとおり修正します。また、方法書段階でも草原、低木林、耕作地等に生息する重要な種については、「事業実施想定区域に主な生息環境が存在することから、改変により生息環境が変化する可能性がある」と予測する。」と記載します。
4-10	241	②評価結果	1次	①(留意事項2つ目) 既設風力発電機・計画風力発電機との複合的・累積的影響について、計画中の事業であればどの段階の事業が影響予測の対象となるのか、具体的にお示しください。 ②(留意事項2つ目) 動物への影響について、「～必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、どのような場合に、どのような環境保全措置を講じることが考えられるのか、ご教示ください。	①動物に対する累積的影響としては、バットストライクやバードストライクが懸念されます。バットストライクやバードストライクは、風車配置及び機種(ローター直径)によって異なります。従って、累積的影響の評価においては、風車配置及び機種が確定した準備書以降の段階および、当該他事業者より情報提供をいただいた事業に影響予測の対象と考えます。 ②今後の環境影響評価、事業検討において他事業との累積的影響が想定される場合、可能な限り情報入手して適切な予測、評価をするよう努め、その結果をもとに専門家ヒアリングを行い、保全措置について検討して参りたいと考えております。
			2次	①[留意事項]の1つ目に、「動物の生息状況を現地調査等により把握し～」とありますが、方法書では踏査ルートは示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②審議会での回答の確認となりますが、山林の開発がヒグマに与える影響(生息環境が狭められた結果、住宅地に降りてくる等)について調査していることがあればご教示ください。	①方法書においては、動物の現地調査に関する踏査ルートを明示する方向で検討します。 ②現時点では山林の開発がヒグマに与える影響についての調査は実施していません。
4-11	243	表4.3-18 植物の重要な種の選定基準	1次	①植物の重要な種の選定基準に、上ノ国町、厚沢部町、木古内町における文化財保護条例が挙げられていますが、関係市町村である北斗市においても「北斗市文化財保護条例」が定められています。本条例を考慮しなくても良いと判断された理由があればご教示ください。 ②「環境省レッドリスト」のうち、植物及び菌類については、R7.3公表の最新版(第5次)がありますので、必要に応じて参照してください。	①「北斗市文化財保護条例」については、北斗市については、景観の状況についてのみ整理することとしていたことのほか、事業実施想定区域から約10kmの離隔があり、本事業が植物に影響を与える可能性が低いため、考慮しませんでした。 ②本配慮書においては、その作成時期から、「環境省レッドリスト」のR7.3公表の版を参照しませんでした。方法書以降の手続きにおいては最新版を参照いたします。
4-12	251	表4.3-28 専門家等へのヒアリング結果概要(有識者F)	1次	①当該地域は、専門家ヒアリングにもあるとおりブナ林が広がっているほか、サワグルミやゴヨウマツなどの分布北限に近い地域であり、特に慎重な扱いが求められますが、こうした種の把握について、調査の中でどのような対応を想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②「風力事業の実施に際する留意事項について」の5点目「次回以降のヒアリングでは、調査員も同席していただきたい」に対する事業者の対応について記載がありませんので、事業者の見解を伺います。	①ご指摘のとおり、当該地域はブナ、サワグルミ及びゴヨウマツの分布北限に近い地域です。これらの種については、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の助言を仰ぎながら、適切な対応に努めて参ります。 ②有識者ヒアリングにおいては、調査員を同席することを検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-13	253	②評価結果【植物】	1次	<p>①（留意事項の1点目） 「生育環境に及ぼす影響を回避・低減するための環境保全措置を検討する」とありますが、現地調査の結果、事業実施区域内に重要な種・群落の存在が実際に確認された場合、まずはその土地の回避を検討されるのでしょうか。 また、回避しない場合、どのような「環境保全措置」によって「影響を低減」させるのかご教示ください。</p> <p>②「植物の生育状況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。本地域の植生の重要性を考えると、適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③図書P30の図を踏まえると、2つの他社事業と事業実施想定区域が重複していますが、植物についての累積的影響の調査が必要ないか、必要であると考え場合は、どの段階の事業が影響予測の対象となるのかお示しく下さい。</p>	<p>①現地調査において、事業実施想定区域内に重要な種・群落の存在が確認された場合には、風力発電機の配置及び変更範囲を検討し、影響の回避を図ります。やむを得ず変更する場合は専門家の助言を受けながら、必要に応じて移植を検討します。</p> <p>②植物の調査方法について、方法書では、踏査ルートやコドラート調査地点を掲載する方向で検討します。</p> <p>③区域が重複する他事業者と累積的影響の可能性があると認識しております。影響予測の対象は、現地調査範囲や変更区域が確定した準備書以降の段階にある事業と考えます。</p>
			2次	<p>方法書以降に行われる現地調査において、ヒノキアスナロ群落の確認された場合、当該群落に対する影響の回避・低減について、現時点でどのように想定されているのでしょうか。 質問番号3-10では「適切な対応を検討」とありましたが、より具体的な内容について事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>方法書以降に行われる現地調査において、ヒノキアスナロ群落の確認された場合、まずは、変更区域にヒノキアスナロ群落を含まないように、回避を優先的に検討し、変更が止むを得ない場合には低減策を検討します。</p>
4-14	258	4.3.5 (3) 評価	1次	<p>②評価結果「留意事項」1行目に「～現地調査行い」とありますが、正しくは「～現地調査を行い」と考えますので、方法書では修正してください。</p>	<p>ご指摘のとおり、誤記ですので、方法書以降は誤記の無いように修正します。</p>
4-15	259	②調査地域【景観】	1次	<p>垂直視野角1度の範囲を事業実施想定区域から10.3kmとしていますが、これは風力発電機の高さを何mとして設定したものであるのか、理由とともにご教示ください。</p>	<p>配慮書27ページ（表2.2-2）にてお示ししております通り、現段階で想定している最大の風力発電機の最大高さである180mを設定しております。</p>
4-16	261	図4.3-8	1次	<p>地域の良好な景観資源について、垂直見込角1度の範囲内で数か所選定されていますが、館城跡以外の地点の景観資源を望む地点から、風力発電機方向を眺望する方向を眺望点として選定しなかった理由についてご教示ください。</p>	<p>「口. 主要な眺望景観への影響」は、垂直見込角1度の範囲内の「主要な眺望点」を対象としており、景観資源は基本的に眺望点の評価対象としていません。眺望点のうち「館城跡」は、「表3.1-37 (1) 景観資源の状況」で示しています「松前氏城跡（館城跡）」と重複するため、評価対象としています。 なお、景観資源と眺望点が重複する他の位置は、夷王山、勝山館跡、日方泊岬、きじひき高原、薬師山がありますが、垂直見込角1度の範囲外となっています。</p>
4-17	262	口. 主要な眺望点 表4.3-32	1次	<p>①身近な眺望点の選定が上ノ国町のみとなっていますが、厚沢部町側についても身近な眺望点を選定する必要はないのでしょうか。</p> <p>②本事業では江差町を関係市町村に含めていませんが、垂直見込角1度以内の江差町内の範囲には、身近な眺望点を含めて眺望点となりうる地点がないことを江差町に確認したのか、ご教示ください。</p>	<p>①眺望点については、厚沢部町を含む関係自治体へ、眺望点のリストと位置図の案を提示し、意見を拝領しましたが、身近な眺望点の追加のご意見はございませんでした。引き続き方法書以降の手続きにおいて、関係機関へのヒアリングなどにより身近な眺望点の追加について検討します。</p> <p>②江差町においては、垂直見込角1度の図を提示し、関係市町村に含めなくて良いことをヒアリングで確認しています。</p>
			2次	<p>図書P132で、人と自然との触れ合いの活動の場として選定している「矢櫃峡」や「館地区憩いの家」は、主要な眺望点や身近な眺望点とはならないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、方法書作成段階で「矢櫃峡」については、主要な眺望点として選定することを検討し、選定する際は方法書に記載します。また、「館地区憩いの家」も同様に、方法書作成段階において身近な眺望点として選定することを検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加4-19	266	表4. 3-33	1次		
			2次	風力発電機の事業実施想定区域までの最短距離は、約2.5kmから約8.9kmとの記述があり、想定されている風力発電機が全高180mとした場合の垂直見込角が1.2度から4.1度までを範囲としているが、この垂直見込角による鉄塔の見え方と実際の見え方が異なる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。	ご指摘のとおり、参考としている鉄塔の見え方と実際の見え方が異なる可能性がありますので、フォトモンタージュを活用して、風力発電機の位置・配置や意匠形態を検討いたします。
4-18	267	②評価結果 口. 主要な眺望景観の変化の程度	1次	①留意事項の2点目において、フォトモンタージュ法や視角による手法によって影響予測を評価するとありますが、具体的な手法として、地域住民や観光客、関係団体へのアンケート調査等を想定されているのでしょうか。ご教示ください。 ②図書P30の図を踏まえると、2つの他社事業と事業実施想定区域が重複していますが、景観についての累積的影響の調査が必要ないか、必要であると考えられる場合は、どの段階の事業が影響予測の対象となるのかお示してください。	①準備書以降の手続きにおいてフォトモンタージュ法による予測結果を提示し地域住民の皆様等よりご意見を伺うこととなります。 ②他社事業との累積的影響については、今後の風車の配置計画に応じて必要性を判断します。累積的影響の予測評価が必要である場合には、風車位置が確定している準備書段階以降及び、情報提供された場合において累積的影響の調査を行う予定です。
			2次	フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング毎に四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm(35mmフィルム換算)で撮影した写真で複数枚作成してください。	フォトモンタージュは、極力風力発電設備が視認しやすい四季の晴天の日を想定して作成するよう努めます。また、眺望点等毎に人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm(35mmフィルム換算)で撮影した写真で、複数枚作成する予定です。